

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集  
第 35 集 (2004年度) 2005年3月発行：311-332

# 1965年における高崎・都留・下関の3市立大学事件

—公立大学に関する一考察—

高 橋 寛 人

# 1965年における高崎・都留・下関の3市立大学事件

## —公立大学に関する一考察—

高橋 寛 人\*

### はじめに

地方自治体が大学を運営することに関して、戦後改革期、政府レベルで議論が行われた。1947年、CIEは国立の高等教育機関を、総合大学を除いて地方に委譲するプランを立て、その実現に向けて文部省に働きかけた。当時首相の諮問機関として設置されていた教育刷新委員会（教刷委）ではこの問題をきわめて重要視し、特別委員会を新設して審議を行う。特別委員会での検討をもとに同年12月26日の総会で「大学の地方委譲、自治尊重並びに中央教育行政の民主化について<sup>1)</sup>」と題する建議がまとめられた。この建議は、国立大学を地方に移譲することは不可能であると述べ、その理由を3点あげた。第一の理由は、地方行政当局が大学について十分な理解をもたず、地方の政治的利益に動かされやすいため、大学の自由・自治が保障されないことであった。第二は、日本の大学等高等教育機関が全国的な視野に立って計画的に配置されてきたこと、第三は、脆弱な地方財政によっては、大学の健全な運営は不可能であることであった。

教育刷新委員会の建議に示された危惧すなわち地方行政当局による大学自治の侵害、大学経費の過重負担という問題は、実際に様々の公立大学で発生した。なかでも、1965年に起こった高崎と都留の2つの市立大学の事件については、当時新聞の全国版や雑誌等でもさかんに報じられ、全国紙の社説でもとり上げられた。この年には、下関市立大学でも紛争が生じた。下関の場合は紛争が短期間に終結したためであろうか、高崎・都留ほどには報じられなかった。3大学の事件はいずれも公立大学特有の事情に起因するものであった。また、公立大学の中でも、都道府県・指定都市ではなく、一般市の設置した大学という点で、教刷委の懸念が深刻化しやすい大学であった。当時の人口を見ると、下関市が30万、高崎市は14万、都留市に至っては3万であった。1965年当時の公立大学は全部で31校あったが、ほとんどが都道府県、指定都市が設立した大学で、それ以外は一般市の設置したもので5校のみであった<sup>2)</sup>。5校のうちの3校が1965年に時を同じくして、公立大学であるがゆえの事件を起こしたのである。

1965年に起こったこれら3つの市立大学の事件は、公立大学のはらむ問題性が端的にあらわれたものである。本稿は、3市立大学の事件を取り上げて、公立大学の特質の一側面を検討するものである<sup>3)</sup>。

---

\* 広島大学高等教育研究開発センター客員研究員／横浜市立大学国際文化学部助教授

## I 高崎経済大学事件

### 1 高崎短期大学の誕生

高崎経済大学の前身は高崎短期大学である。1951年8月の市議会に短大の設置が提案され、満場一致で可決された。設置予算は当初わずか7万円であったが、その後61万円に修正され、さらに381万円に増額された。増えた予算は市営競馬の純益金からまわすというのであった。市議会では、市の財政では短大の経営は困難ではないか、義務教育に向けるべき予算にシワ寄せが来ないか、などの意見があったが、原案通り可決された<sup>4)</sup>。

1952年4月、定員200名の商経科からなる市立高崎短期大学が、旧歩兵第15連隊兵舎を用いていた青年師範学校跡地に開校した。設置認可申請書は、短大設置の理由を2点あげている。第一に群馬県内における高等教育機関は群馬大学のみであり、しかもその学部は学芸学部と工学部と医学部の3学部に限られた。したがって、人文・社会科学を学ぼうとすると県外に出なければならない状況であること。第二に、青年が夜間高等教育を受ける機会がないことをあげ、「県内交通至便の位置に産業経営に関する昼夜間就学の便を有する大学の設置は県民ひとしく要望しているものである」と記している。市立高崎短期大学は、勤労青年にも門戸を開くため昼夜開講制をとったことが大きな特徴であった<sup>5)</sup>。短大の設置認可申請書に「可及的速に4年制大学の設置に総力を結集せんとする」と記されているように<sup>6)</sup>、4年制大学への昇格は短大設立時からの計画であった。

1955年5月、住谷啓三郎が新市長に就任した。新市長は就任直後、施政方針の談話の中で短大の廃止を表明した<sup>7)</sup>。

市立短期大学は早速廃止する。1300万円もの赤字を出しているとのことだが、短大は中途半端な教育だから意味がない。(中略)4年制大学に昇格することは財政上無理だから結局廃止する<sup>8)</sup>。

短大廃止の談話に驚いた教授会・学生自治会は、大学存続の陳情・署名運動を行った。市長はその後短大廃止の考えを改め、予算削減を行うけれども4年制への昇格を認める。

12月の定例市議会で市長は、短大は商学・経済学専門の大学であるのに、教養部門の教員が多く、商学・経済学専門の学者は少ないことを問題にした。そして「現在の短期大学は最低500万円の市費の投入を減らさなくてはならん」とも答弁したのであった。ともあれ、翌1956年9月の市議会で高崎経済大学の設置案が可決された<sup>9)</sup>。

### 2 4年制への改組

昇格後の大学の学長には、田辺忠男が就任することになった。ところが、4年制への移行に際して、短大教授19人のうち経済大学に教員として残るのはわずか6名にすぎず、残る13人は排斥された。市当局は、短大と高崎経済大学は別の大学だから教授陣を引き継ぐ必要はない、また13名は東京から通勤していて出講率が悪いことを考慮したなどと述べた<sup>10)</sup>。解雇された大井正教授らは、「新大学は田辺忠男学長以下、渡辺鍊蔵、北岡寿逸氏らを教授に迎え、われわれ13人を思想的に面白く

ないとして整理したのだ」と訴えた<sup>11)</sup>。『群馬県教育史』は、『高崎経済大学新聞』記事から引用して、次のように記している。排斥の対象は「短大の色に染った教授たちでありその他彼らを信奉する一部の学生を含む共産主義者であって、彼等に第一の矢が向けられた。田辺、細野両教授を先頭とする排斥運動は3ヶ月間強力に推し進められ、次々と共産主義者たちは追放されて姿を消して行くか、羽をもぎ取られるかしていった<sup>12)</sup>」。後に、田辺学長は「建学の精神」を『入学案内書』に書いた。そこでは、高崎経済大学における経済学の立場を次のように記している<sup>13)</sup>。

われわれの専門的研究は経済学であるが、マルクスの第19世紀的誤謬を指摘しケインズの大戦後のイギリス的諸条件に制約された抽象に失する点を批判し、現実的・社会的な学風を持って日本の再建に役立つ理論と政策を究明するとともにその応用の才能を展開することを期する。

マルクスもケインズも批判する経済学であった。

1956年10月、大学の設置認可申請書が文部省に提出された。短大の教授会は、短大施設を新設大学に譲渡することへの反対を表明した。これに対し、市議会では短大の廃止と4年制大学の設置を議決した。短大の昇格ではなく、大学の新設という形をとったのであった<sup>14)</sup>。こうして1957年4月に高崎経済大学が開学した。この事情を、高崎経済大学の『自治会新聞』は、後日次のように書いている。「短大当時は、革新系市長や進歩的教授陣に支えられて自治会活動は……積極的な運動を展開し、群馬大学と共に学生運動に於ける拠点校的存在でさえあったのである。しかしながら4年制大学への昇格と共に、市長は保守系の住谷氏へ変っており、それに伴って短大当時の一流教授陣もやめさせられていったのである。(中略)初代学長に、当時保守反動の大御所的存在であった田辺学長をすえた<sup>15)</sup>」。ここでは、短大から4年制への移行期に、市長の政治的なスタンスが大学の学長、教員人事に大きく影響を与えたことが指摘されているのである。

住谷啓三郎は1959年4月の市長選で再選を果たす。公約のひとつに高崎経済大学の校舎移転・新築を掲げていた。ただし、経費の全額を市が支出するのではなく、移転・新築のために後援会をつくって、その後援会が銀行から1億4千万円を借り入れ、市は6千万円を後援会に寄付し、移転・新築後に後援会は市へ大学施設を寄付するというものであった。市議会では、「経大は短大を国立に移管するために昇格したはずだ」との反対意見が出されたが、結局原案通り可決となった。1961年4月に新校舎が落成したものの、校舎の資金計画をめぐって田辺学長と市長とが対立し、学長は6月に辞任し、北原金司学長にかわった<sup>16)</sup>。

### 3 コネ入学問題と市長の私学移管発言

1964年4月、田中精一が第3代学長に就任した。1965年度の高崎経済大学の志願者は6,185人、定員は200名であったから名目上の倍率は30.9倍、508人の合格者を出したが、高崎市出身学生はわずか7名、群馬県出身者も20名だけであった。従来、補欠の繰り上げ入学では情実が働いて地元有利だという噂があった。だが、この年は、大学側が地元優先主義をやめて成績順で合格者および補欠入学者を決定した。市当局は補欠入学者を地元優先で決めるよう大学に要求したが、大学は応じなかった。だが、市の「有力者」の間では「経大の費用は年間1億2千万円で、うち7千万円は授

業料その他の収入でまかなわれ、不足の5千万円は市民の税金を注ぎこんでいるのだから、地元優先は当然」だという声が強かった<sup>17)</sup>。

市当局は今度は、市議会議員などの有力者から依頼された82人について、とりあえず「委託生」として入学させ、後に本科生に編入させるよう大学に求め、大学側はしぶしぶこれにしたがった。同大学の学生自治会は学生大会を開いて、この措置に反対して授業放棄を行うことを決定した。田中学長は、「高崎市当局の大学に対する考え方があまりにひどすぎる。大学を市の一部局のように勝手気ままに扱ってきたことが、今度の事件の最大原因だ」と話した。住谷市長は「大学の創立にあたって地元の子弟教育と産業振興にあてるということが大きな目標だった。この方針にそって地元の子弟を入れるために市長の立場から努力した」と述べている<sup>18)</sup>。

田中学長は同大後援会幹部などと話し合い、問題の収拾の見通しがつくまで委託生の入学を延期するとともに、大学を休校にすることを決めた<sup>19)</sup>。さらに委託生は単位の取得ができないという文部省の見解にしたがって、委託生を聴講生に改めること、そして試験を行って成績のよい者を編入学させるという見解を示し、市長もこれに合意した<sup>20)</sup>。他方で、地元からの優先入学は今年度限りとすることも確認された<sup>21)</sup>。学生大会でも、編入試験を厳正に行うという条件付でこのプランが了承されたので、4月末に授業が再開された<sup>22)</sup>。

ところが7月末、住谷市長は高崎経済大学の私立移管をほのめかした。教授会は移管反対を決め、田中学長は辞表を提出した。学生たちも文部省に市長の私学化計画を阻止してほしいと陳情した<sup>23)</sup>。8月下旬、住谷市長は、「地元の子弟教育、市の財政負担の軽減、大学の将来などを考えたうえで『私学移管』のほかはないという結論になった」として、翌年度からの私学移管を正式に表明した。地元関係者による学校法人を設立し、現在の大学を私立高崎経済大学として発足させるというものであった<sup>24)</sup>。

学生たちは、市議会における私学化案の審議を阻止するために、議場入り口へのすわりこみ・ハンストなどの行動に出た。翌年度から私学化するためには、9月末までに文部省に対して、教員の同意書を含む認可申請書を提出しなければならない。しかし、高崎経済大学の教授会は「私学化に絶対反対し、市当局から私学の教官就任に同意を求められても承諾書は出さない」との声明を発した<sup>25)</sup>。

事態の深刻化を憂慮した高崎市選出の自民党2名、社会党2名の計4名の県議たちが収拾に乗り出し、3箇条の調停案を打ち出した。①授業料を値上げして市財政への圧迫を減らす、②地元子弟を多く入学させるため、従来のような広範囲の地域からの学生を募集しない、③県立か、国立か、私学にするかは、広く市民の意見を聞いて決めるというものであった。市議会では各会派の役員会を開いて協議し、私学移管に反対する学生や保護者の要求にしたがって収拾案をまとめた。それは、①公立を維持すること、②大学経営は市財政を配慮して行うこと、③地方大学の建学精神の特殊性をいかすこと、④大学当局責任者の退陣であった。学生側は授業料値上げを含む調停案に反対して、9月から再び同盟休校に入った。文部省も非公式ながら調停に乗り出し、調停案を示した。しかし、市長は、大学の教授会が決定した新学長の発令を拒否し、別の教授を学長事務取扱として発令したため、教授会との対立がさらに深まった<sup>26)</sup>。

#### 4 市議会各会派による私学化反対

市議会各会派はさらに協議を続け、私学化案が議会に提出されても共同して否決することを確認し、ここに私学化は不可能となった<sup>27)</sup>。9月下旬の議会では私学化の提案はなされず、かわりに学費と受験料の値上げが可決された。値上げは次年度からで、授業料は年間2万円から3万5千円、入学金は1万円から2万5千円、受験料は3千5百円が5千円へと、大幅な値上げであった。値上げに反対して市議会の議場前にすわりこんだ約500人の学生が警官隊に排除され、学生6名が逮捕された<sup>28)</sup>。

他方、大学当局は、9月はじめに聴講生の編入試験を行い、87人中47人を合格とした。その後12月、合格しなかった40人に対してもう一度編入試験を実施し、33名を本科生に編入することを決めた。学生側はこれに強く反対して後期試験をボイコットしたため、教授会は試験を延期せざるを得なかった。試験ボイコットをめぐって学生が3名逮捕された<sup>29)</sup>。

なお、1967年度入試より合格者の数を大幅に増やした。既述のように、定員200名のところ、従来はその約2.5倍の500名前後の合格発表をしていた。この中から例年200~300人が他大学に抜けるので、その分を補欠合格で穴埋めして、結局、500~600人を入学させていたのである。しかし、補欠入学がコネ入学に絡んでいたことから、1967年3月の合格発表より、当初の合格発表時に従来の補欠合格分もあわせて合格者1351人としたのである。これは定員の6倍をこえる数であった。文部省は「常識をはずれるもの」とコメントし、定員より多く入学させるならば学生定員増が必要であると指摘した<sup>30)</sup>。この問題について翌1968年3月、大学の事務局長は、「定員を厳守しては収入が少なくてやっていけない。収入増によって教官や施設の充実策を図り将来は定員を増やしていきたい」と説明したのであった。その後1969年9月に市議会で定員増の議案が可決され、翌年4月、12名の新任教官を迎えて、入学定員が400名に増員されたのである<sup>31)</sup>。

## II 都留文科大学事件

### 1 都留文科大学の誕生

次に、都留文科大学事件を見よう。都留文科大学の前身は都留市立短期大学であり、それは山梨県立臨時教員養成所を母体としてつくられた。県立臨時教員養成所は、県内の小学校教員不足に対処するために、谷村町の県立谷村高校内に1953年に設置された。学則によれば、教員は教授または助教授3名、講師若干名で、学生定員50名、修業年限は1年、授業料は無料であった<sup>32)</sup>。しかし、臨時教員養成所は、早くも設置から2年後の1955年3月に閉所することが決まった。1954年4月に、谷村町を含む1町4村の合併によって誕生した都留市は、廃止されるこの臨時教員養成所をもとにして小学校教員養成の市立短大を設置することを決めた。文部省への設置認可申請書には、短大の目的を「小学校の教育職員を養成することを目的とし、地方文化の向上発展をはかることを使命とする」と記したのである。1955年に開学した都留短期大学は、初等教育科と商経科の2学科、学生定員各50名、教員24名の小さな大学であった。県立教員養成所を引き継いだため当初は山梨県出身者が多かったが、短大発足から2、3年たつと学生が全国から集まるようになった<sup>33)</sup>。

やがて、小学校教員の場合も4年制大学卒業者に対するニーズが高まってきたので、4年制大学への改組に向けて作業が進められた。1960年4月に都留文科大学が誕生した。同大学は文学部のみで、当初初等教育学科と国文学科の2学科構成で発足したが、1963年から英文学科が加わった。入学定員は初等教育学科100名、国文学科30名、英文学科50名であった<sup>34)</sup>。しかし、旧来の施設・設備の劣悪さは改善されないままであった。1965年2月の『読売新聞』に「公立大学も財政危機」と題する記事<sup>35)</sup>が掲載されている。記事の前半には「危機に立つ都留文科大学」という小見出しがついている。一部を抜粋しよう。

オール木造、1～2階建ての古ぼけた小さな校舎のかたまりは「これでも大学か」と疑われるほどみすばらしい。旧県立高女の建てものを補強したのだそうだが、校地も狭く、あっけらかんとしていて、隣接の小学校の方がよっぽどりっぱなのである。(中略)校舎内の貧弱さも予想以上で、施設設備に対する学生の不満が絶えないのも無理がない。

記事は続けて大学の経営の問題を指摘している。

それというのも「市立」とは名ばかり、実質上は「私学なみ」の経営に原因があるらしい。たとえば大学の39(1964)年度予算は補正を含めて5千万円たらずだが、うち市からの補助はわずか5百50万円。それも新設校舎建設のための土地買収費にあてられ、大学の運営はすべて入学金、授業料、修学関係費、父兄会費など学生の負担でまかなわれているのだ。経営が苦しいから定員の2倍の学生をとる。年間授業料は2万4千円で公立大の最高だし、新校舎建築費として一昨年から新入生一人に就き5万円の寄付もとっている。

定員の2倍の学生を入学させ、公立大学の中で最も高い授業料を取ることにより、大学運営費を学生納付金でまかなっている。新校舎も学生負担でつくろうとしているのであった。なお、同記事はこの大学のよい点として、「千人余りの学生の多くが大都会から離れて下宿生活をしているので、学生同士、さらに教官と学生のつながりが密なところだろう」と書いている。

## 2 新校舎落成式事件

この記事から3か月後、学生から集めた寄付金により新キャンパスに待望の新しい校舎が完成し、5月20日に落成式が行われることとなった。この落成式が、いわゆる都留文科大学事件の発端となる<sup>36)</sup>。落成式の主催者は学長ではなく、校舎の建設委員会長の天野久山梨県知事と前田清明都留市長となっていた。両者の連名による招待状が、県や市の要職者、学長、一部の教授・事務職員に発送された。ところが学生側には、学生会に10枚配布されただけであった<sup>37)</sup>。

そもそも新校舎の建設費1億5千500万円は、学生からの寄付と起債によって捻出された。起債については将来入学する学生たちが償還していくこととなっていた。にもかかわらず、落成式が市の主催で、招待者も市の関係者中心であることに学生たちは反発した。全学生の8割に当たる1,600人がデモを行い、落成式の行われた新校舎へ到着した市長に抗議したため、式の開始が遅れたのである<sup>38)</sup>。

これに立腹した市議会議長ほか数名の市議が、翌21日に大学の学長室にきた。そして、事件に対する教授会・学生の責任および「学生のデモに一部教授が介入しているという世論に対する責任」

について、回答を次の日の正午までに求める文書を手渡したのである。教授会はこの問題を話し合った結果、25日に回答にかえて市当局、市議会を批判する声明書を市長・市議会宛に提出した。声明は、まず落成式以前における市の大学に対する姿勢について次のように述べた。

都留市当局の大学への不当干渉は目に余るものがあった。学長選挙および任命への不当介入、一部学生の入学強制、大学を無視した事務局人事権の行使、大学校舎転用の無断取決めと新校舎建設に関する一方的処理、父兄会設立への不当干渉など大学の自主的運営を阻害すること甚大なものがあった。その間、本学教授会は、その都度大学の自治に対する啓蒙につとめ、理解と反省を市当局に求めてきたが、全くそのかいなく、ますます大学への無理解を露呈するに至った<sup>39)</sup>。

落成式の事件について市議会が大学に対して期限付き回答を迫ったことに対しては、次のように批判した。

かかる行為は、大学運営の最高機関たる教授会に干渉し、いちじるしく大学の自治を侵すものと認めざるをえない。ここにおいて本学教授会は、これ以上の譲歩は大学存立の根幹にかかわるものと判断するに至った。本学教授会は、大学の自治を擁護し、大学存立の正当性を確保するため、あえて市当局の猛省をうながした<sup>40)</sup>。

これに対し、都留市議会は5月末、地方自治法（地自法）第100条にもとづいて大学問題調査特別委員会を設置した。地自法100条は、「普通地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」（第1項）と規定している。市議会はこの条文を根拠に、都留文科大学の学生部長と学生委員の計5名の教員に対して出頭要求を行った<sup>41)</sup>。教員たちは出頭はしたが、議会が大学の教育内容に立ち入って調査を行うことは違法の疑いがあること、そして当事者には第三者としての証言能力がないことなどを理由に証言を拒否した。教員から証言がえられなかったのにもかかわらず、大学問題調査特別委員会は、これらの5名の教員は不適切であるとして市長に対応を求めた。これを受けて市長は、「学生をそそのかすような行動をする教官が存在して、学生を指導したことが事件の誘因と見られる」として、教育者として不適格なので大学で対処するよう学長に要求したのである<sup>42)</sup>。

### 3 教員・学生の処分と市側の敗訴

さきの5月25日の教授会での声明は大学側の毅然とした態度を示すものであった。しかし、この後、中西清学長はそれとは異なる対応をとるようになる。大学では学長の判断で、専任教員全体による一般教授会ではなく、助教授以下の教員が出席できない人事教授会でこの問題の検討を始めた。これとは別に6月23日、当時の専任教員は学長を含めて34名であったが、そのうちの15名の教員により、都留市長と市議会を批判する次のような声明が出された<sup>43)</sup>。

我々は、去る5月20日以来、都留市長ならびに都留市議会が本学に対してとった一連の介入的行為は、大学の自治を著しく侵害し、大学存立の意義をその根底より否定しようとしたものであると判断する。しかも、その間、市長が事態の真相をもよく理解せず、恣意的、一方的に5名の教官を、大学教官として不適任者と判定し、その処分を学長へ要請してきたことは、当



該教官の基本的人権をもじゅうりんする、きわめて不当な行為と断定せざるを得ない。

学生側は、この問題で学生・教員から処分者を出さないことを約束するよう学長に求めた。学生会は学生大会を開いて、7月9日から無期限同盟休校にはいることを決定した<sup>44)</sup>。

8月11日の一般教授会で学長は、人事教授会が5名の教員を免職処分とすることを決めたとの報告を行った。さらに8月下旬、大学側は、学長のつるし上げやデモ行進を扇動したとの理由で学生17人を退学、5人を無期停学処分とした。学生自治会は学生集会を開き9月8日から再び無期限同盟休校を決定する。処分を受けた学生のうち20名は、9月30日に退・停学処分取消を求める訴訟を起こした。5名の教員のうち2名は辞職に追い込まれた。9月15日、市長は残る教員3名に対し、懲戒免職処分を発令した。これに対し3名の教員は翌月21日、処分の取消しを求める訴えを甲府地方裁判所に提起した<sup>45)</sup>。

9か月後の翌1966年6月15日、甲府地方裁判所はまず学生処分に関する事件について、3名の退学処分と2名の無期停学処分を取り消す判決を下した。そして7月29日には、教員3名全員の免職処分を取り消す判決を下した。市側はこの判決に不服として東京高等裁判所に控訴した。しかし、市の公平委員会が市長と学長に処分取り消しの働きかけを行った。1968年1月に大学の人事教授会が3教員の免職処分の取り消しを議決し、これに基づき、翌月市長は免職処分の取り消しを発令したのであった<sup>46)</sup>。

### III 下関市立大学の私学移管問題

#### 1 下関商業短期大学の設置と4年制への改組

次に、下関市立大学のケースを見よう。下関市立大学の前身は1956年開学の市立下関商業短期大学である。下関市内には山口大学の経済研究所があり、1950年から下関夜間経済大学講座を開設していた。1952年3月、この講座を受講していた学生が下関市議会議長に経済短期大学の設置を陳情した。さらに翌年、受講生210名の連署をもって「下関経済夜間短期大学設立に関する請願書」が市議会に提出され、市議会で採択された。

その後1955年1月、下関市短期大学設置期成会が結成される。期成会は、市長、助役、教育委員長、教育長、市議会議長、市議会文教委員長、下関商工会議所会頭、水産振興協会副会長、山口銀行頭取など、下関市の行政、産業界の有力者をそろえたものであった。期成会結成後、大学設立準備は着々と進められ、同年9月には「短期大学設置について」の議案が約1千220万円の予算とともに可決された。市当局は、同月文部省に設置認可申請書を提出、翌1956年3月に認可され、翌月に2か年の夜間課程の商業科をもつ下関商業短期大学が開学したのである<sup>47)</sup>。

短大開学から4年後、1960年に入ると後援会の役員会が短大を4年制の商科大学に昇格させるための運動を開始する。翌年をはじめ短大の学長は昼間4年制大学への昇格に向けて準備を進めていることを表明、同窓会代表は福田泰三市長に会い、4年制への昇格の陳情を行った。その席で市長は1963年度からの昇格を目指して努力する旨を回答した<sup>48)</sup>。1961年7月、下関商工会議所は「下関市立大学設置方に関する陳情」を市長・市議会議長宛に提出した。そこでは4年制への昇格の必要性

を次のように述べた。

短期大学は大学制度としても変則的なものであり、……今日では十分な技術の修得は不可能であり、就職等においても非常に不利な条件となるために、子弟の教育についても勢い遠隔地又は他都市の大学に入学せしめることとなり、多額の費用を負担されている現状でもあります……<sup>49)</sup>。

短期大学の教育では不十分であり、市外の大学に進学させると負担が大きいという理由であった。

今度は、下関市商工会議所、短大の後援会、同窓会関係者、市議会議員を中心に、約30名が集まって、下関市立大学設置促進期成会が結成された。会長は商工会議所の会頭であった。9月、福田市長は市議会に下関市立大学の設置に関する議案を提出、原案通り可決された。市当局は文部省に下関市立大学設置認可申請書を提出し、翌年1月に認可された。こうして1962年4月に経済学部経済学科入学定員100名の下関市立大学が開学したのである。

## 2 下関市の財政危機

下関市立大学は4年制への移行後、ひとりの卒業生も送り出さないうちに、私学移管問題に揺れる。短大設置のときから市長を務めていた福田泰三にかわって、1963年5月、木下友敬が新市長に就任した。1960年頃から悪化し始めていた下関市の財政状況は、この頃危機的状況に陥っていた。木下市長は就任した年の12月末、市議会で「市立大学をつくったことは失敗であった、いずれ県立か国立に移管すべきものと思う」との見解を示した。翌年8月には、自治大臣に国立移管の陳情を行った<sup>50)</sup>。

1965年に入り、市長は1965年度予算では財政再建を目指すため、新規事業はほとんど組まないこと、各種公共料金の値上げを行うことを表明した<sup>51)</sup>。市立大学や市立高校の運営も問題視した。市議会での議員からの質問に対し、市長は、市立高校については県立移管を県と折衝中であると述べ、大学については「国立移管を考えてはいるが、今のところ実現の見込みはない」と答弁した<sup>52)</sup>。後述するように、国立に移管するためには、施設・設備を一定の基準以上に整備・充実する必要があった。そこで市長は、国立移管が難しいので私学移管もありうると述べた。そして、1965年3月末に成立した1965年度予算案には「市立大学の管理運営についての抜本的検討をうながす」という要望事項が付けられた<sup>53)</sup>。

赤字財政に悩んだ市長は、同年秋、地方財政再建促進特別措置法の準用団体にならざるを得ないと判断し、その前提となる自治省の財政診断を受けることを議会に提案して同意を得た<sup>54)</sup>。地方財政再建促進特別措置法とは、赤字の地方公共団体が財政再建計画を作成して自治省の承認を得、国の支援を受けて財政再建を行うというものである。この財政再建計画には、地方税や使用料等の自主財源の増収と、人件費、物件費等の管理的経費の節減措置をもちこむこととされていた。

同大学の年間予算は施設費等を除く経常費が約6千万円で、市からの支出は3千万～4千万円であった。市長は、父兄後援会費をこれまでの1万2千円から6万2千円へと一挙に5万円引き上げることによって、市からの支出を1千5百万円程度に削減することとし、1年間様子を見た上で、大学のあり方を検討するという考えを示した。学生たちはこれに反対して市役所に抗議デモを行っ

た。市長は学生代表に対し、「市が大学を持つ以上はりっぱなものにしたいが、資金の面でそれができない状態。5万円アップは第1段階で、それすら学生が協力しないならば、私学移管は絶対はないという返事はできない」と答えたのである<sup>55)</sup>。

財政診断の結果、自治省は、下関市が、市立大学のほかにも、市立高校、農業試験場、水産指導所などの全県的な施設を、財政状態を考えずに総花的に実施した嫌いがあると指摘した<sup>56)</sup>。

### 3 私学移管反対運動

翌1966年2月8日、市の大学予算削減・私学移管に反対して、学生側は卒業試験を目前に控えた4年生を除く全学年の無期限ストライキを決定した。そして、①私学移管、学費値上げ反対、②市の大学予算の増額、③父兄後援会費値上げの撤回、④学生の不利益になる経営方式への反対の4項目を市当局に要求した<sup>57)</sup>。2日後の市議会の文教厚生委員会でこの問題が取り上げられ、目崎憲司学長が答弁を行った。人口30万の都市で大学を設置することは問題だと考えていたとの個人的見解を述べ、にもかかわらず、あえて開学させたのであるから市大を存続させるべきこと、公立大学について政府も真剣に考えるよう要望したいとの内容であった<sup>58)</sup>。この日、下関市大の学生約200人が、大学から市役所までデモ行進を行い、私学移管反対と後援会費5万円値上げ反対などを訴えた<sup>59)</sup>。12日、教授会と学生側との間で覚書がかわされた。その中で教授会は学生会に対し、「私学移管が行なわれないことを教授会が保証する」とし、教授会としても私学移管に反対の態度を表明した<sup>60)</sup>。

17日、木下市長が大学を訪れて学生側と会見し、私学移管を否定した。市長は、ある私立大学から下関市大を売ってほしいという要望があるが拒否していること、市財政の現状からして父兄後援会費の値上げは避けられないことを伝えた<sup>61)</sup>。24日、学生側は学生集会を開き、今回の学園闘争で処分者を出さないこと、今後は私学移管、父兄後援会費値上げなどの問題について学生に事前に相談することなどの要求を決議して学長に提出、翌日、学生側はストライキを解除した<sup>62)</sup>。

こうしてようやく下関市大の異常事態は沈静化した。翌月24日の下関市大の第1回卒業式には市長も出席し、「市財政は傾いてはいても、(地方財政再建)準用団体の運用で再建の途は開かれ父兄の援助と相まって大学の前途は安定している」とあいさつしたのであった<sup>63)</sup>。大学がこのように大きく揺らいでいたにもかかわらず、1966年度入試の志願者は、前年の1988人に対し2730人と700人以上ふえたのである。また、卒業生の就職状況も良好であった<sup>64)</sup>。

私学移管を免れた下関市立大学であったが、教員不足に陥った。定年退職した教員、他大学へ転出した教員の後任が補充できなかったのである。大学設置基準では、最低で21名の専任教員が必要とされていたが、1967年度当初の時点で16名のみであった。定員分の予算は組んでいるのだが、大学に対する下関市の財政削減によって研究・教育条件が劣悪であったためである<sup>65)</sup>。また、そもそも私学移管で揺れるような地方大学に好んでくる教員はまれである。教員不足はその後もしばらく解消されなかった<sup>66)</sup>。

## IV 3 市立大学事件と公立大学の特質

### 1 財政問題

以上の3市立大学事件は公立大学固有の側面が端的に表出したものである。その一つは財政問題であり、いまひとつは首長と大学との関係の問題である。1965年当時、都道府県・政令指定都市以外が設置した4年制公立大学は、本稿でとりあげた3大学のほかは、岐阜市立岐阜薬科大学と金沢市立金沢美術工芸大学の2校のみであった。岐阜市と金沢市も、すでに1950年代に深刻な財政問題に直面していた。

岐阜市の場合、薬科大学の他に市立女子短期大学も有している。女子短大は、1946年開学の市立女子専門学校を母体に、1950年に開学した。翌年には同校を国立岐阜大学学芸学部と併合しようという意見が強くなり、両校の間で合意もとれたという。市費を多く使う割りには市民の子弟が少ないことが理由のひとつであった<sup>67)</sup>。しかし市議会では一部に強い反対があったため、1年間様子を見ようということになったが、翌年の志願者数が倍以上にふえたので、存置して充実を図るという方向に変わったのであった<sup>68)</sup>。しかし、1952年、市議会全員協議会では、薬科大・短大の国立移管が全員一致で決議される。ところが、後述のように、移管のためには施設面で文部省の基準を満たさなければならない。そのためには、市財政から多大の支出を要した<sup>69)</sup>。岐阜市は1956年に再建団体となるというきびしい財政状況で、国立移管はとうてい不可能であった<sup>70)</sup>。

次に、金沢市立金沢美術工芸大学は、金沢美術工芸短期大学を改組して1955年4月に開学した大学である。4年制への改組の際に市が予算を特に増額したわけではなく、敷地・校舎についても従来通り国からの借用のままであった<sup>71)</sup>。認可に当たって文部省は、土地建物を将来市が買収することを条件とした。しかし、金沢市の財政赤字が急増し、1960年には自治省から自主再建団体の指定を受けるに至り、校舎・校地の買収は不可能になった<sup>72)</sup>。

高崎経済大学、都留文科大学、下関市立大学の事件が起きる直前の1965年2月、先に引用した『読売新聞』の記事「公立大学も財政危機」は、当時の公立大学に対する自治省の動きを伝えている。それによれば、自治省では「大学設置は“第一義的”には国の責任だ」として、地方公共団体の財政力や住民の考え方などを考慮して、場合によっては国立・私立への移管、規模の縮小、廃止の措置を考えていること、そして、財政状態の悪い自治体が運営する3大学すなわち都留文科大学、下関市立大学、そして政令指定都市である北九州市が運営する北九州大学を存廃の検討対象としていることを伝えている<sup>73)</sup>。

自治省が公立大学の設置に消極的であったことは、1966年の通達にもあらわれている。「昭和41年度地方財政の運営」と題するこの通達<sup>74)</sup>は、地方財政の運営全般に関するものであるが、その中で公立大学について以下に引用するような1項をおいた。そこでは、①大学の新增設が莫大な財政負担を要すること、②設置後も多額の維持費がかかること、③大学の運営は地方団体の標準的行政ではないため、国からの財政支援がほとんどないことを理由に、公立大学の設置を牽制した。

地方団体の一部に大学の新設または昇格の動きがあるが、その新增設には莫大な財政負担を

伴うのみならず、後年度における維持運営に当っても多額の一般財源を必要とすることになり、しかも、大学の設置は本来地方公共団体の標準的な行政とは考えられず、したがって大学の設置運営に要する経費については、国からの財源措置もほとんどないので、その決定に当っては特に慎重に対処されたいこと<sup>75)</sup>。

本稿で以上に見てきたように、とくに政令指定都市でない市の場合、いずれの市にとっても公立大学は市財政にとって大きな負担であった。1969年2月に自治省と文部省との間で「公立大学の運営に関する覚書」が取り交わされ、次のような確認がなされた<sup>76)</sup>。

1、今後における公立大学の設置等については、文部省はその認可をする場合においては、あらかじめ、自治省と協議するとともに、とくに指定都市以外の市町村にあっては、既設の学科と密接な関連がある短期大学の学科の増設を除いて、その認可は原則としてしないよう両省は協力して行政指導を行うものとする。

2、既設の公立大学のうち、設置者である地方公共団体がその財政負担に耐え得ないなど、その必要があると認められるものについては、両省は協力してその設置者変更または統合を積極的に指導するものとする。

3、文部省は、公立大学の施設設備に対する国の助成措置を講ずるよう積極的に努力するものとする。

このように、4年制のみならず短大についても、指定都市以外の市町村が新增設することを認めないという方針を、文部省との間でとり決めたのである<sup>77)</sup>。

地方自治体が大学経費の負担を逃れるのにもっともよい方法は、国立移管することであった。新制大学発足時に多数の公立高等教育機関が国立移管され、1950年代にも7校の公立大学が国立移管されていた。国立移管はその後も1972年まで行われた。1960年代以降の国立移管は6校である。内訳は、1964年移管の神戸医科大学、山口県立医科大学、岐阜医科大学の3大学、1965年の島根農科大学、1966年の兵庫農科大学、1972年の三重県立大学である。

国立移管を希望したのは、設置自治体当局や議会関係者だけではない。大学の教員、学生、卒業生など大学関係者自身も国立移管を願った。なぜなら、国立大学になれば自治体からの支出は不要となるだけでなく、社会的評価も高まり、研究条件、教育条件も改善されるからである。しかも学費は低額のままである。

この頃文部省は、既存国立大学の施設・設備の整備に迫られていた。当時の国立大学では、旧制高校・専門学校・師範学校の古い校舎や、戦災を受けた校舎、旧軍施設等の転用校舎が多数使用されていた。いわゆるタコ足キャンパスの解消のための統合も必要であった。加えて理工系学部の拡充・増設にも迫られていた。これらに対応するため文部省は、1961年度より「国立文教施設設備第1次5か年計画」に基づいて計画的な整備を進めている最中であった<sup>78)</sup>。文部省は、移管後に新たに整備を必要とする状況では移管を認めないという方針をとっていた。したがって、国立移管を果たすためには、施設・設備を文部省の基準を満たすまでに充実すること、そのためには多額の公費の投入が必要であった<sup>79)</sup>。本稿で取り上げた3市の大学の場合、大学の維持さえままならない状況であるから、そのような投資は全く不可能であり、国立移管の道はなかったのである<sup>80)</sup>。

## 2 1951年の大管法案と公立大学の所管

ところで、高崎、下関の両市立大学事件では、市長と大学側が対立した。どちらのケースでも、市長は大学の「私学移管」を唱えた。都留文科大学の場合は、市長や市議会による大学への介入が問題となった。設置自治体の首長が大学に対して直接大きな影響を及ぼしうることが、公立大学の特色である。市長の判断ひとつで、廃校や私学移管という大学の存立そのものを揺るがす方針が出される。小・中・高等学校等の場合ならば、市長は直接的な介入はできない。教育委員会の管轄となっているからである（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条）。これに対し公立大学は首長の所管となっている（同法第24条）。なぜ公立大学は教育委員会の所管ではないのだろうか。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の前身は1948年制定の教育委員会法である。同法第4条第2項は、公立大学を教育委員会の所管から外した。その理由は、別に大学管理に関する法律が予定されていたためである<sup>81)</sup>。しかし、公立大学管理に関する法案すなわち「公立大学管理法案」は、「国立大学管理法案」とともに1951年3月に第10回国会上に上程されたものの成立せず、同年夏の第11回国会、秋の第12回国会で継続審議となったが結局廃案となった。

公立大学管理法案の内容を見よう。同法案は、政府に文部大臣の諮問機関として公立大学審議会を置き、公立大学に関する基本方針を文部大臣が決める場合には同審議会の意見を聞くことを義務づけた。また、大学を置く地方公共団体には公立大学参議会を置くことを定めた。参議会のメンバーは、①学長、②大学の評議会が選出した大学の教授、③当該地方公共団体の議会の同意を得た学識経験者であった。公立大学参議会は、地方公共団体の長の諮問機関であるとともに、学長の諮問機関でもあった。ただし、参議会は必置ではなく任意設置であった。

地方公共団体の長は、大学に関して基本方針を決定する場合には、あらかじめ参議会の意見を聴かなければならないとされていた。基本方針とは、以下の5点であった。①公立大学に関係のある条例・規則の立案、②公立大学の予算案の編成、③学部、学科、大学院研究所その他重要な研究施設の設置・廃止、④学生定員、⑤授業料、入学検定料、入学金である<sup>82)</sup>。参議会が必置ではなく任意設置とされている点に問題があるが、もしも参議会がつくられていれば、公立大学に関する重要事項を、地方公共団体の長が独断で議会に提案することは不可能となっていたはずである。

以上のように、戦後改革当時は、公立大学の管理運営機構を特別の法律で規定しようという構想をとっていた。民意の反映と大学の自治の尊重という2つの要請を統合することが模索されていた。公立大学管理法案第1条は次のようであった。

第1条 この法律は、公立大学の管理についてその自治を尊重するとともに民意を反映せしめて、公立大学の適正な管理を図ることを目的とする。

同法案が廃案となった翌年に文部省初等中等教育局地方課長が著した教育委員会法の解説書では、次のように記されている。

大学には伝統的に大学の自治という慣習があり、大学行政については、管理機関が運営管理に深く介入することはさげなければならない。大学行政については別に大学管理法案なるものが考えられ、教育委員会とは異なる行政機構によって管理をすることが企てられたことがあったのも、大学管理機関のこの特殊性が考慮されたからに外ならない。公立大学の管理を教育委員

会からはずし、その大学を設置する都道府県又は市町村の長がこれを管理しているのも、この点にその理由があると解せられる<sup>83)</sup>。

1956年に教育委員会法にかわって地方教育行政の組織及び運営に関する法律が制定された。地方公共団体の長の職務権限を規定した第24条に「大学に関すること」が掲げられた。上述のように、その意義は、教育委員会の職務権限を列挙した第23条との対比から、公立大学が教育委員会の権限に属さないことを示すことにあった。つまり、地方自治体の長が公立大学の管理運営に直接関与することを積極的に認めるという趣旨ではないのである<sup>84)</sup>。

## 【注】

- 1) 文部省調査普及局『教育刷新審議会要覧』1952年、43ページ。
- 2) これら3大学のほかは、後述するように、岐阜薬科大学（岐阜県岐阜市立、1949年開学）、金沢美術工芸大学（石川県金沢市立、1955年）のみである。短期大学を見ても、政令都市を含めて10校、政令都市を除くと6校に過ぎなかった。すなわち名寄女子短期大学（北海道名寄市立、1960年設置）前橋市立工業短期大学（群馬県前橋市立、1952年）大月短期大学（山梨県大月市立、1955年）岐阜女子短期大学（岐阜県岐阜市立、1950年）三重短期大学（三重県津市立、1952年）尾道短期大学（広島県尾道市立、1950年）である。
- 3) 本論文は、地方自治体と大学との関係に関する研究の一環である。これまでの論稿に以下のものがある。拙稿「公立大学をめぐる政策に関する史的検討」『教育制度学研究』第7号、日本教育制度学会、2000年、公立大学協会編『地域とともにあゆむ公立大学』第1編第1・2章（拙著）公立大学協会、2000年、拙稿「大学大衆化以降18歳人口急増期までの間における公立大学の新增設」『横浜市立大学論叢人文科学系列』第52巻第3号、2001年、拙稿「18歳人口減少期における公立大学の急増」『経済と貿易』第184号、横浜市立大学経済研究所、2002年、拙編著『公設民営大学設立事情』東信堂、2004年、拙稿「大学と地域—20世紀日本の公立大学のあゆみをふまえて—」『20世紀教育学からの課題』日本教育学会関東地区研究会、2004年。
- 4) 戦後における群馬県教育史研究編さん委員会編『群馬県教育史戦後編』上巻、群馬県教育委員会、1966年、747～748ページ、40周年記念誌編集委員会編『高崎経済大学40年のあゆみ』高崎経済大学、1997年、1ページ。
- 5) 昼夜開講制は当時全国に2校だけであったという（前掲『群馬県教育史戦後編』上巻、752ページ、高崎市教育史編さん委員会編『高崎市教育史』下巻、高崎市教育委員会、1981年、947ページ）。
- 6) 前掲『群馬県教育史戦後編』上巻、761ページ。
- 7) 前掲『高崎市教育史』下巻、952ページ。
- 8) 高崎市市史編さん委員会編『新編高崎市史』資料編11、高崎市、2000年、621ページ。
- 9) 前掲『群馬県教育史戦後編』下巻、1492～1493ページ。
- 10) 『朝日新聞』（全国版。以下『朝日新聞』はすべて全国版を用いた）1957年2月23日付。
- 11) 同前。

- 12) 戦後における群馬県教育史研究編さん委員会編『群馬県教育史戦後編』下巻群馬県教育委員会，1967年，1494ページ。
- 13) 前掲『群馬県教育史戦後編』下巻1495ページ。
- 14) 同前，1493ページ，前掲『高崎市教育史』953～954ページ。
- 15) 三一書房編集部編『資料戦後学生運動』第7巻，三一書房，1970年，207ページ。
- 16) 前掲『群馬県教育史戦後編』下巻，1497～1498ページ。
- 17) 前掲『高崎市教育史』下巻，957～958ページ，『朝日新聞』1965年4月13日付。
- 18) 同前。
- 19) 『朝日新聞』1965年4月14，15日付。
- 20) 『朝日新聞』1965年4月20日付。もっとも，村松喬『教育の森』第8巻（毎日新聞社，1967年）によれば，市長は学長に対し，「聴講希望者全員を，直ちに入学させてほしい。これがいれられないなら，大学の本年度予算の執行を停止する」と迫り，大学当局がこの要求に屈服したとされている（112～115ページ）。
- 21) 『朝日新聞』1965年4月30日付。
- 22) 『朝日新聞』1965年4月25，30日付。
- 23) 『朝日新聞』1965年8月21日付。
- 24) 『朝日新聞』1965年8月22，24日付。
- 25) 前掲『高崎市教育史』下巻，958ページ。『朝日新聞』1965年8月22，24，25，26，28日付。
- 26) 前掲『高崎市教育史』下巻，959ページ。『朝日新聞』1965年8月29，31日，9月8，9，10日付。
- 27) 『朝日新聞』1965年9月10日付。
- 28) 『朝日新聞』1965年9月21，22日付。
- 29) 『朝日新聞』1965年12月13，16，27日，1966年1月27，31日，2月3日，4月1日付。その後紛争は一時沈静化するが，翌年秋に再燃し，1969年まで断続的にくり返されるのである。ただし，それは地元子弟のコネ入学や私学化といった公立大学特有の問題をめぐるものではなかった。
- 30) 『朝日新聞』1967年3月6日付。
- 31) 『朝日新聞』1968年3月5日付，前掲『高崎経済大学40年のあゆみ』25ページ。以上が高崎経済大学における入試をめぐる紛争の経緯である。ただし，この頃，他の公立大学でも入試をめぐる問題がしばしば報道され，世間の批判を浴びていた。市立北九州大学では，1965年4月，有力市議が依頼した11名を補欠入学させた（『毎日新聞』1965年4月18日付）。横浜市立大学では，1967年2月，横浜市民の子弟や運動部員を優先入学させていることが報道された（『朝日新聞』1967年2月10日付）。奈良県立医科大学の場合，1959年以降県幹部，県会議員あるいは同大学の教授から紹介のあった受験生で合格点に満たなかった者を毎年10名程度入学させていたことが，1968年に明るみに出た（『朝日新聞』1968年5月12日付）。
- 32) 都留市史編纂委員会編『都留市史 資料編・近現代』都留市，1993年，1044ページ。『山梨県教育百年史』第3巻，山梨県教育委員会，1979年，833ページ。
- 33) 都留文科大学創立三十周年記念事業実行委員会編・発行『都留文科大学記念誌』1989年，2～



- 10ページ。
- 34) 同前, 16~25ページ。
- 35) 『読売新聞』1965年2月22日付。
- 36) なお, 新校舎落成式の事件の前年に, 学長発令問題が起こっている。1964年夏, 初代学長の辞任により後任学長の選挙が行われて, 中西清教授が当選した。だが, 市長は中西教授に対する学長任命を発令しようとしなかった。市議会での反対が強いからという理由であった。ようやく市長が中西教授を学長に任命したのは, 翌年2月のことであった(遠山茂樹・森川金寿編『都留文科大学事件の記録』盛田書店, 1969年, 35~38ページ)。
- 37) 前掲『都留文科大学事件の記録』56ページ。
- 38) 『朝日新聞』1965年9月1日付, 前掲『都留文科大学事件の記録』59, 96ページ。
- 39) 前掲『都留文科大学事件の記録』63~71ページ。
- 40) 同前, 71~72ページ。
- 41) 同前, 73~75ページ。
- 42) 同前, 77~79, 81~82, 114ページ, 松永昌三「都留文科大学三教官免職事件について」『歴史学研究』第306号, 歴史学研究会, 1965年11月, 57ページ。なお, 同大学のある講師は「『特別委員会』設置に最も積極的であった議員は, かつて自己の血縁者を大学の教官にせんと運動し, 本人が学問的業績がなかったために不採用になったのを逆恨みしていた男であったと聞いております」と書いている(板橋重夫「小さな大学の大きな事件」『日本』講談社, 1966年3月号, 82ページ)。
- 43) 前掲『都留文科大学事件の記録』100~101ページ。『朝日新聞』1965年7月7日付。
- 44) 『朝日新聞』1965年7月9日付。
- 45) 前掲『都留文科大学事件の記録』161~162, 165~172, 206~209ページ, 『朝日新聞』1965年8月23日, 9月7~9日, 10月22日付。
- 46) 前掲『都留文科大学事件の記録』243~264ページ。
- 47) 下関市史編修委員会編『下関市史・市制施行以後』(下関市役所, 1958年)515ページ。同『下関市史・終戦一現在』(下関市, 1989年)542ページ, 「30年の歩み」編集委員会編『下関市立大学30年の歩み』下関市立大学創立30周年記念事業実行委員会, 1986年)3ページ。
- 48) 前掲『下関市立大学30年の歩み』5~6ページ。
- 49) 下関商工会議所編『下関商工会議所八十年の歩み』(下関商工会議所, 1961年)123ページ。
- 50) 前掲『下関市立大学30年の歩み』14~15ページ。
- 51) 『防長新聞』1965年3月9日, 4月9日付。
- 52) 『防長新聞』1965年3月16日付。
- 53) 前掲『下関市立大学30年の歩み』16ページ。
- 54) 『防長新聞』1965年9月25日付。
- 55) 『防長新聞』1965年10月3日付。
- 56) 『防長新聞』1965年10月29日, 11月11日, 11月13日, 11月18日付。

- 57) 『毎日新聞』下関版、1966年2月9日付。『防長新聞』1966年2月9日付。
- 58) 『防長新聞』1966年2月11日付。
- 59) 同前、『毎日新聞』下関版、1966年2月11日付。
- 60) 『防長新聞』1966年2月15日付。
- 61) 『毎日新聞』下関版、1966年2月18日付。『防長新聞』1966年2月18日付。
- 62) 『防長新聞』1966年2月25日付。
- 63) 『防長新聞』1966年3月24日付。
- 64) 『防長新聞』1966年1月15日、2月21日付、前掲『下関市立大学30年の歩み』56ページ。
- 65) 『毎日新聞』下関版、1967年5月1日付。
- 66) 『毎日新聞』下関版、1969年1月31日付。前掲『下関市立大学30年の歩み』、32ページ。
- 67) 例えば、1971年10月の市議会では「薬大は岐阜市民が73人(中略)岐阜市以外の方が443人(中略)、岐阜市の人16%しかその恩恵を受けておらない」との指摘があった(岐阜市編集・発行『岐阜市史・通史編・現代』1981年、882ページ)。
- 68) 岐阜市立女子短期大学校史委員会編『岐阜市立女子短期大学50年史』創立五十周年記念事業実行委員会、1996年、30～32ページ。
- 69) 岐阜薬科大学五十年史編集委員会編『岐阜薬科大学五十年史』岐阜薬科大学創立五十周年記念事業会、1982年、150ページ。その後も国立移管の問題はくり返された(岐阜市編『岐阜市史・通史編・現代』岐阜市、1981年、819、829ページ)。
- 70) 前掲『岐阜市史・通史編・現代』115ページ。
- 71) 金沢美術工芸大学二十五年史委員会編『金沢美術工芸大学二十五年史』金沢美術工芸大学、1973年、15～16ページ。
- 72) 金沢市史編さん委員会編『金沢市史・現代編・続編』金沢市、1989年、76ページ。しかし、その後再建計画は着実に実施され、目標年次より早く、1962年には財政赤字は解消したのであった(前掲『金沢市史・現代編・続編』78ページ)。
- 73) 前掲『読売新聞』1965年2月22日付。
- 74) 1966年7月1日付。自治事務次官通達、各都道府県知事宛。
- 75) 自治省財政局編『地方財政』1966年8月号、地方財政協会、94ページ。なお、愛知県の場合、1968年開学の愛知県立看護短期大学(現愛知県立看護大学)は、はじめ4年制の大学として構想されたが、このような自治省の行政指導によって、短期大学に改められたのであった(閉学記念誌委員会編『看護教育の軌跡—愛知県立看護短期大学閉学記念誌—』愛知県立看護短期大学、1995年、15～16ページ)。
- 76) 公立大学協会所蔵『公立大学協会文書』38巻4号、No.14所収、前掲『地域とともにあゆむ公立大学』100～105ページ。
- 77) 政令指定都市以外の地方公共団体に再び公立大学がつくられるようになるのは、1980年代末以降となる。一部事務組合あるいは広域連合による公立大学で、釧路公立大学、公立はこだて未来大学、青森公立大学、宮崎公立大学である。

- 78) 文部省『わが国の高等教育』大蔵省印刷局, 1964年, 59ページ。文教制度調査会編『戦後文部省25年史』文教制度調査会, 1962年, 92~93ページ。
- 79) 各大学史にはその苦勞が綴られている。例えば, 神戸医科大学史編纂委員会編『神戸医科大学史』神戸医科大学, 1968年, 70~85ページ, 岐阜大学医学部三十年附属病院百年史編纂委員会編『岐阜大学医学部三十年史・附属病院百年史』岐阜大学医学部創立三十年附属病院百年記念事業実行委員会, 1977年, 108~170ページ, 島根県総務部編『島根農科大学小史』1967年, 28~44ページ, 島根大学開学三十周年史編集委員会編『島根大学史』島根大学, 1981年, 435~445, 453~457ページ, 兵庫農科大学史編纂委員会編『兵庫農科大学史』兵庫農科大学, 1969年, 77~91ページ, 三重県立大学30年誌編纂委員会編『三重県立大学誌』三重県立大学創立30周年国立移管記念事業実行委員会, 1975年, 29~33ページ, 記念誌発刊専門委員会編『三重大学医学部50年史』医学部創立50周年記念事業委員会, 1995年, 157~166ページ。
- 80) 市立大学の場合, 国立移管のほかに県立移管という選択肢があったが, 実際に県に移管されたものはない。
- 81) 文部省内教育法令研究会『教育委員会—理論と運営—』時事通信社, 1949年, 47ページ。本書は教育委員会法制定の主管局であった文部省調査局の職員が執筆したものである(同書233ページ)。
- 82) 拙稿「戦後教育改革期の公立大学と公立大学協会の誕生」(前掲『地域とともにあゆむ公立大学』第1編第2章) 69, 71ページ。
- 83) 北岡健二『教育委員会法逐条解説』学陽書房, 1952年, 38ページ。
- 84) 2003年, 国立大学法人法が制定された。公立大学については, 地方独立行政法人法の中で, 公立大学法人に関する規定が置かれた。国立大学の場合, 全大学が法人化の対象となり, 2004年4月に一斉に法人化された。これに対し, 公立大学の場合は, 必ずしも法人化する必要はなく, 法人化するか否かは設置自治体の選択に任されている。また, その時期も2005年度以降であれば, いつでもかまわない。法人化により, 公立大学と首長との関係はいかに変化するのだろうか。以下に根本的な事項を一つだけ述べる。国立大学法人の場合, 学長は大学の経営面, 教学面の両方の最高責任者である(国立大学法人法11条1項)。学長は, 国立大学法人におかれる学長選考会議によって選考される(同12条2項)。その学長が国立大学法人の理事を任命する(同13条1項)。これに対し, 公立大学法人の場合は, 国立大学法人のように学長を経営・教学の最高責任者とすることもできるが, 学長とは別に理事長をおくというシステムをとることもできる(地方独立行政法人法71条)。この場合, 理事長は首長が任命する(同条8項)。学長は副理事長となるが, 他の副理事長および理事はすべて理事長が任命する(同条9項)。つまり, 首長の決める理事長が強大な権限をもつことになる。したがって, 国立大学法人と比べて, 行政の介入を受けやすい構造となっているのである。

## **Disputes of Three City Colleges in 1965: Characteristics of Public Universities and Colleges in Japan**

Hiroto TAKAHASHI\*

The purpose of this essay is to examine the severe troubles in three colleges at 1965, and to study characteristics of public universities.

After the Second World War, the Japanese school system was changed. At the time CIE (Civil Information and Education Section) had suggested that control of the national universities and colleges should be transferred to local government. But the Japanese Educational Reform Council strongly opposed this. Its reasons were that local government had no appreciation of universities or colleges, had poor financial capability, and would facilitate political intervention.

So national universities were not transferred; but about thirty local governments opened universities or colleges. Presently in fact, these public universities faced political interferences and financial crises. Many of the public universities and colleges were funded by prefectures or big cities (cities designated by cabinet order) but several colleges were in small cities. The weakness of public universities was revealed typically at the colleges in small cities.

In 1965, significant disputes occurred in three city colleges: Takasaki College of Commerce, Tsuru Bunka University, and Shimonosei City College. All were funded by small cities.

In the case of Takasaki College of Commerce, the municipal authority had suggested that many students, who had connections with a local influential politician or an officer, should be admitted to the college. But in 1965, the college rejected this. The mayor of Takasaki city was offended and insisted that the college should be transferred to the private sector.

In the same year a new school building was completed at Tsuru Bunka College. Funds for the building had been collected from students of the college. Only ten of the students were invited to the ceremony to celebrate the completion. The other students assembled outside the building and protested at the time of the ceremony. Several members of the city council demanded that professors involved in the protest about the ceremony should be dismissed. At first this was rejected by the college; eventually it was forced by the authorities to yield. The dismissed professors then filed a suit and won.

Shimonoseki City College was opened in 1962. In the following year a new mayor of Shimonoseki was appointed. The new mayor insisted that it was a major mistake to have established a city university. In 1965 the finances of the city were confronted with financial stringency. The mayor stated that he intended to sell the city college and some private schools offered to buy it. The students repeatedly demonstrated against

---

\* Associate Professor, Faculty of International Cultural Study, Yokohama City University

privatization and eventually the mayor abandoned the plan.

As noted, one of the problems of public colleges and universities was finance; another was the relationship between the mayor and the institution. For primary and secondary public schools, the authority is the board of education, but in the case of public colleges and universities, it is not the board of education but the chief officer of the local government.

After the Second World War, a new governance system of colleges and universities was planned. At the beginning of the 1950s, the Ministry of Education drafted a Public University Governance Law in accordance with the National University Governance Law. It specified that the jurisdiction of public colleges and universities should not be under a board of education, so tentatively jurisdiction would devolve to a local governor. But the law was not enacted.